ふじみ野市総合振興計画
後期基本計画策定方針

平成２４年４月

ふじみ野市

策定の趣旨

本市は、平成１７年１０月１日、旧上福岡市・旧大井町の１市１町の合併により誕生し、将来像「自信と誇り　そして愛着のあるまち　ふじみ野」の実現に向け、平成２０年度～平成２９年度を計画期間とする「ふじみ野市総合振興計画」に基づき、各種施策を展開しています。

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」から構成されていますが、実施すべき具体的な施策の方向を示した「基本計画」については、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や、新たな市民ニーズなどに対応するため、見直しを行うこととしています。

前期基本計画中は、合併による自治体としての基本的な変化に加え、本格的な少子高齢化社会の到来、地方分権の進展など社会経済情勢等が劇的に変化する中、多様化・複雑化する地域課題に適切に対応するためのまちづくりを進めてきました。また、行政の経営資源に厳しい制約が生じていることから、新市としての経営基盤を強固なものとするため効率性と効果性を追求した行政経営に努めてきました。

また、今後においては地方分権の推進により、国と地方の関係が大きく見直されようとしており、これまで以上に自治体の自主性･自律性の確立が要請されているため、経営基盤の安定・強化を図った上で、市民ニーズを的確に捉えた創造的かつ戦略的なまちづくりを展開し、持続可能な都市経営を確立していくことが求められています。

こうした中、前期基本計画の計画期間が平成２４年度で終了することに伴い、引き続き本市の将来像の実現に向け、平成２５年度から２９年度までを計画期間とする後期基本計画を策定するものです。

計画の構成と期間

1　基本構想

時代の潮流や本市の特性を踏まえ、将来に向けてのまちづくりの基本理念と目指すべき将来像を明確にし、それを実現するための施策の大綱を定めた長期的なまちづくりの指針とするものです。

現基本構想は、地方自治法第２条第４項（現行法では削除）に基づき、議会の議決を経て平成２０年度から平成２９年度までの１０年間の構想として策定されているため、今回は改定しません。

２　基本計画

基本構想の施策の大綱に基づき、その基本理念と将来像を計画的に実現するために、実施すべき具体的な施策の方向を示した中期的な計画です。

計画期間については、前期と後期に分け前期基本計画が平成２０年度から平成２４年度まで、後期基本計画が平成２５年度から平成２９年度までの各５年間としており、今回はこの後期基本計画について、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や、新たな市民ニーズなどに対応することを目的とし、各施策を分野別に示します。

３　実施計画

実施計画は、基本計画に定めた施策を実現するための具体的な事業内容を示すもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。計画期間は３年間で、毎年度見直しを行います。

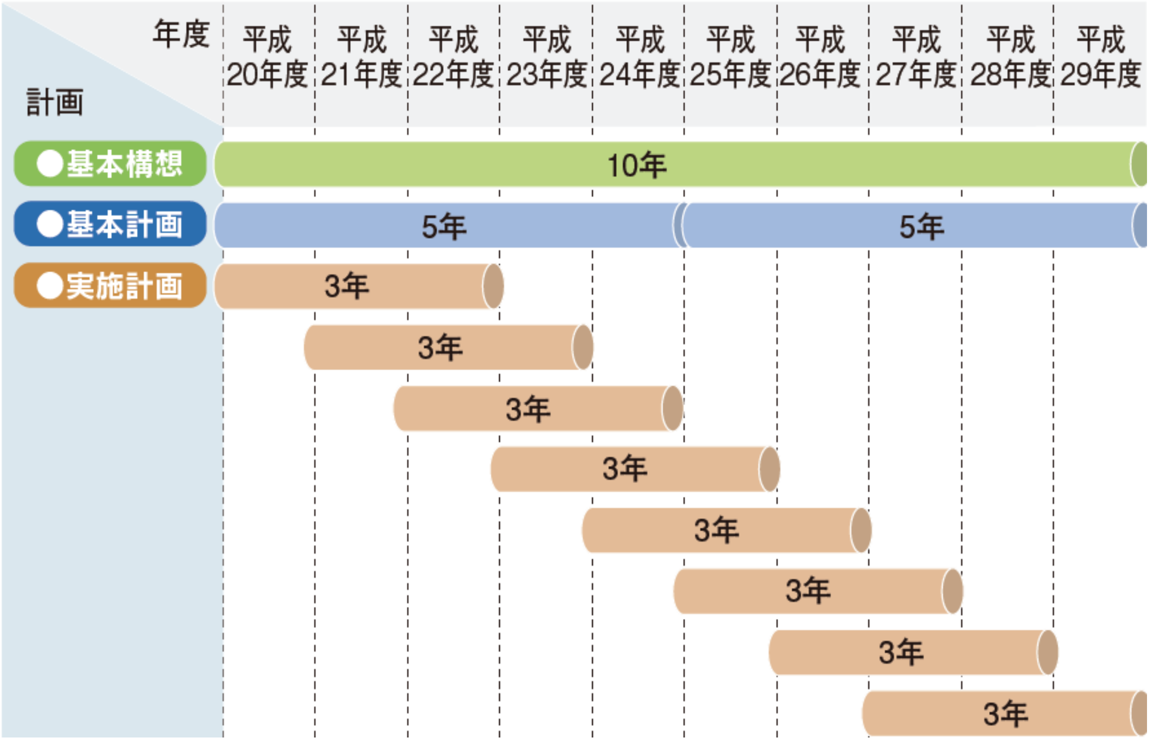

配慮すべき現状認識等

１　ふじみ野市自治基本条例の制定、施行

平成２５年度施行予定の自治基本条例との整合が十分図られていることが必要になります。

２　少子高齢化

ふじみ野市の総人口は平成２５年以降も増加傾向で推移すると見込まれます。そのうち、６５歳以上の高齢者人口は平成２５年以降も増加する推計となっていることから、高齢者の占める割合（高齢化率）は増加傾向で推移し、平成２８年には全体の２５％を上回ると見込まれます。

対照的に、０歳から１４歳までの年少人口は平成１９年から連続して減少しており、今後も減少傾向で推移するものと見込まれます。

３　経営資源の制約

平成２７年度末をもって合併算定替による交付税の優遇措置が終了し、段階的に縮減され、平成３３年度には平成２７年度の普通交付税額に比べると、約８億円減額となる見込みとなっています。また、少子高齢化がもたらす影響として、医療・介護・扶助費等の増加による財政需要の高まりとともに、生産年齢人口（１５歳から６４歳まで）の減少により地域活力の低下が懸念されるところです。引き続き、不断の行財政改革を進めるとしても、市行政の経営資源がますます制約されることは間違いありません。

社会経済情勢の変化に対応し、市民満足度の高い魅力あるまちづくりと持続可能な自治体運営を推進するためには、市民と行政が共有する目標の実現に向け必要な施策のために、限られた経営資源を重点的・効率的に投入する必要があります。

４　地方分権の進展

平成１２年の地方分権一括法の施行、平成１６年度から平成１８年度までの三位一体の改革、平成１８年の地方分権改革推進法の施行、更に、平成２３年施行の法律により事務や権限が本格的に市町村に移譲されるなど、自己決定・自己責任を基本原則とする地方分権が進められています。今後においてもさらなる分権改革が進められ、本格的な地方分権社会への移行が想定されます。

個性と活力に満ちた地域社会を形成していくためには、市民の負担と選択に基づいた個々の地域にふさわしい総合的な公共サービスを提供する地方分権型システムに転換していく必要があります。

本市においても地方分権を常に意識し、分権型社会の中で主体的なまちづくり活動を継続的に展開するため、今後とも市民の参画と協働を核としたまちづくりを進めていくことが求められます。

５　前期基本計画推進上における課題の把握等

前期基本計画は、基本構想で定めたまちづくりの目指すべき将来像を実現するために、必要な施策を体系的に示していますが、後期基本計画を策定するに当たり、前期基本計画の進捗状況や施策・事務事業の評価、成果等を十分検証する必要があります。これを踏まえた上で、基本構想実現のための明確な施策の目標をより分かり易い分野別に定めるとともに、前期基本計画では設定の無かった成果指標や活動指標を設定することにより、その後の進行管理・評価と有機的に連動させた計画としなければなりません。

策定における基本的視点

後期基本計画は、上記の現状を踏まえ、持続可能な行財政運営を担保することを大前提に、次の視点に重点を置き計画策定を行います。

１　選択と集中

厳しい財政状況を踏まえつつも、活力あるふじみ野市の実現に向けた市政運営を展開するため、計画に盛り込む施策については「選択と集中」を図ります。

（１）　前期基本計画で積み残した事業があったとしても、これをゼロベースから見直します。

（２）　「選択と集中」を図るため、事業の優先度を明確にします。

２　参画と協働

市民一人一人が真に豊かに暮らせる地域社会の形成に向け、市民参画の推進に向けた機運を高めるとともに、協働意識の向上を図ります。

（１）　市民の参画と協働により計画の達成度を高めるため、市民アンケートやパブリックコメントなどの実施を行うとともに、情報の公開と共有を図ります。

（２）　市民ニーズの多様化、新たな市民ニーズ、社会の急速な変化などに柔軟に対応できるよう、市民による各種団体、NPO、企業などとの連携・協働・役割分担を図っていきます。

３　行政マネジメントシステムの確立

計画策定後における進行管理と評価を有機的に連動させるため、成果指標や活動指標の設定を行います。

（１）　「達成すべき目標」を明確に計画上表記し、行政評価システムの活用による進行管理をしていきます。

（２）　成果指標を設定することで、後期基本計画最終年度の目標も掲げることが可能となり、目指すべき姿が明確になります。

４　市民にとってわかりやすい計画づくり

市民にとってわかりやすく親しみやすい計画とするため、記述内容、構成、表現方法などを工夫するとともに、可能なかぎり目標の明確化や成果指標の数値化を図り、年度間における達成状況や成果に基づく検証・評価を公表するなどして、わかりやすい計画を目指します。

市民参画と策定体制

以下の市民参画や庁内体制等により、計画策定を進めていくものとします。
（策定体制図は別紙１を参照）

１　市民参画

（１）　総合振興計画審議会

市民の代表者や有識者、各種団体の代表からなる総合振興計画審議会を設置し、市長からの諮問に応じ、総合振興計画に関する事項について調査審議を行います。

（２）市民意識調査（平成２３年度実施済み）

市民意識調査を実施し、市の取組みに対する認識・評価や、今後の施策に対する要望等を把握し、計画に反映させます。

（３）意見交換会

意見交換会を開催し、計画策定に関する意見交換や説明を行い、各地域の課題や意見・要望等を把握し、情報を共有することにより、地域の実情に配慮した計画を策定します。

（４）パブリックコメントの実施

策定した原案についてパブリックコメントを実施し、市民からの意見を幅広く求め、提出された意見を参考にして計画を策定します。

２　庁内体制

庁内における計画策定作業は、以下の組織を中心として進めますが、職員は総合振興計画が本市の最上位計画として行政運営の基本方針となることを認識し、組織及び業務の枠組みにとらわれることなく、全職員の創意と英知を結集し、計画策定にあたるものとします。

（１）経営戦略会議

計画策定における庁内の意思決定機関となります。

（２）策定委員会

計画内容の審議等を行う総合調整機関として、部長及び副参事職で構成する策定委員会を設置します。

（３）検討委員会

職員自らが担当業務の将来を見据えた政策立案や事業展開を行っていくことが必要であることから、計画原案の策定、その他計画策定に必要な調査検討を行うため、課長職で組織する全体会及び作業部会を設置します。

※　また、策定する計画が今後の地域経営の活動規範となることから、市民・職員ともに、広報紙及びホームページ、あるいは庁内LANを通じて策定段階から積極的な情報発信を行います。

（４）市議会

計画案について原案の段階から説明するなど、市民の代表である議会との十分な意見交換に努めます。

（５）事務局

事務局を総合政策部改革推進室に置き、計画策定に関する全般の調整と庶務を行います。

別紙１

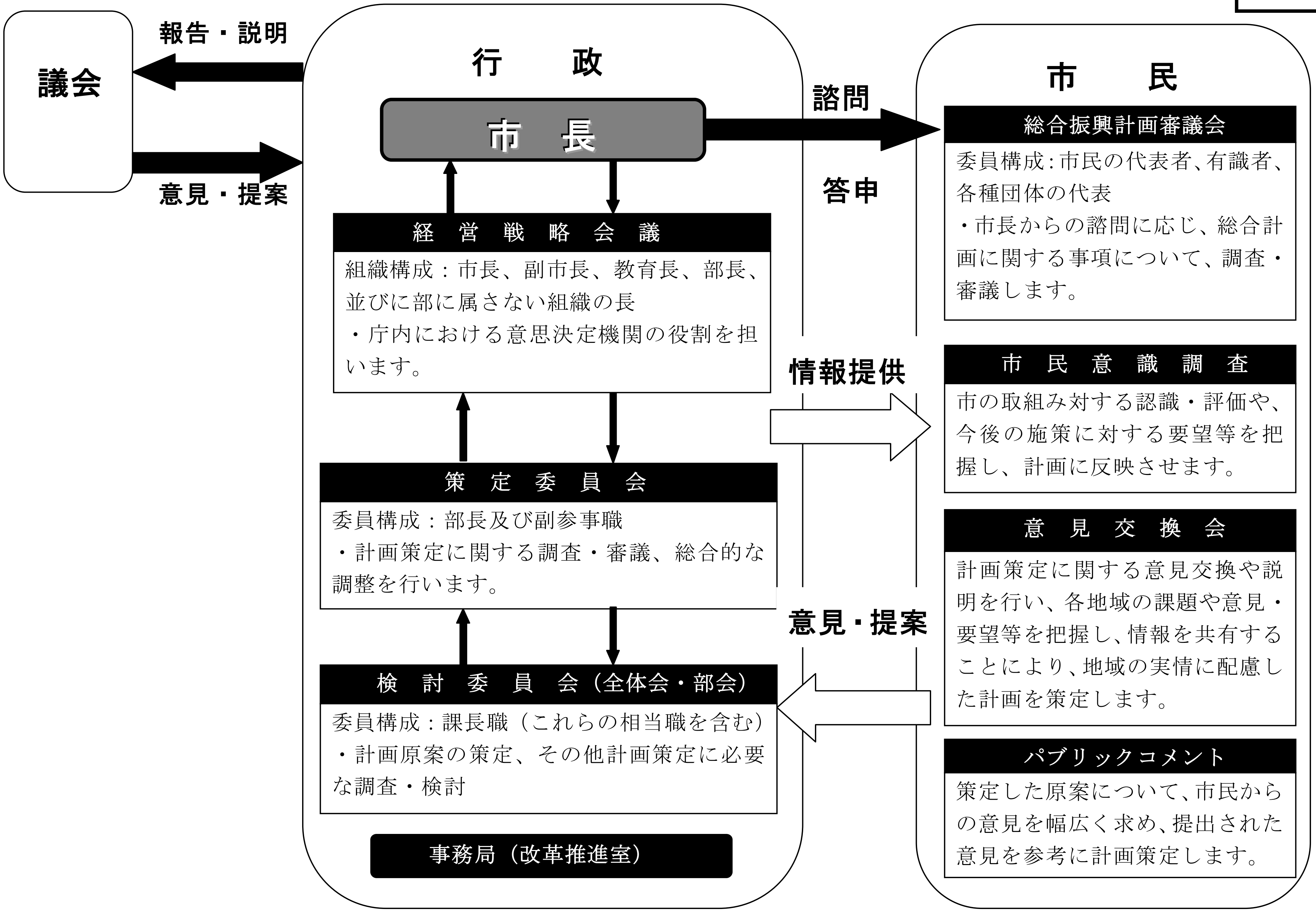
議会
報告・説明
意見・提案
行　　政
市　長
経　営　戦　略　会　議
組織構成：市長、副市長、教育長、部長、並びに部に属さない組織の長
・庁内における意思決定機関の役割を担います。
策　定　委　員　会
委員構成：部長及び副参事職
・計画策定に関する調査・審議、総合的な調整を行います。
検　討　委　員　会（全体会・部会）
委員構成：課長職（これらの相当職を含む）
・計画原案の策定、その他計画策定に必要な調査・検討
事務局（改革推進室）
諮問
答申
情報提供
意見・提案
市　　民
総合振興計画審議会
委員構成：市民の代表者、有識者、各種団体の代表
・市長からの諮問に応じ、総合計画に関する事項について、調査・審議します。
市　民　意　識　調　査
市の取組み対する認識・評価や、今後の施策に対する要望等を把握し、計画に反映させます。
意　見　交　換　会
計画策定に関する意見交換や説明を行い、各地域の課題や意見・要望等を把握し、情報を共有することにより、地域の実情に配慮した計画を策定します。
パブリックコメント
策定した原案について、市民からの意見を幅広く求め、提出された意見を参考に計画策定します。

H24.3.25作成

ふじみ野市総合振興計画後期基本計画策定作業スケジュール

		プロセス	経営戦略会議	策定委員会	検討委員会（全体会・部会）	総合振興計画審議会	市民	議会
平成23年度								
			前期基本計画施策検証作業の依頼		前期基本計画施策検証作業 （施策主管課長作成）		市民意識調査	
平成24年度								
4月	上旬	策定方針の決定	・策定方針、体制、スケジュール	第1回会議（策定方針、体制、スケジュール）	第1回全体会議（策定方針、体制、スケジュール）		策定方針の公表	策定方針公表
	中旬				5部会① 積み残し事業整理、新たな課題の抽出			
	下旬				5部会② 積み残し事業整理、新たな課題の抽出			
5月	上旬				5部会③ 積み残し事業整理、新たな課題の抽出			
	下旬				5部会④ 指標設定			
6月	中旬	計画原案の策定			5部会⑤ 指標設定		審議会委員公募	
	下旬				第2回全体会議（原案策定作業）			
7月	中旬			第2回会議（原案策定作業）	第3回全体会議（原案策定作業）	第1回審議会（委員の委嘱、正副委員長の互選、前期基本計画の総括、策定方針スケジュール、市民意識調査結果報告等）		
	下旬			第3回会議（原案策定作業）				
8月	初旬	計画原案の決定	経営戦略会議で原案審議・決定					
	中旬					第2回審議会（諮問・審議）		
9月	初旬							原案説明
	中旬	原案審議				第3回審議会（諮問・審議）		
10月	初旬							
	中旬					第4回審議会（答申）	意見交換会（4回）	
11月	初旬							
	下旬	原案見直し		第4回会議（原案見直し作業）	第4回全体会議（原案見直し作業）※必要に応じ部会開催			
12月	初旬						パブリックコメント	
1月	中旬		パブコメ意見の集約結果報告					
2月	中旬	計画案の決定	経営戦略会議で最終案審議					
3月	初旬		市長決裁により計画決定					
	中旬	計画決定					計画の公表	計画の報告